

論文 | Article

経験財政学と中小企業

Empirical Public Finance by Small and Medium Enterprises

中村 宙正

NAKAMURA, Hiromasa

尚美学園大学

総合政策学部非常勤講師

Shobi University

2023年12月

Dec.2023

経験財政学と中小企業

中村 宙正

Empirical Public Finance by Small and Medium Enterprises

NAKAMURA, Hiromasa

[要旨]

財政学は経験科学であるが、安全保障環境の高度化と公債残高の累増に直面するようになり、予算の単年度主義を基礎におき歳出・歳入を確認する伝統的な財政学は形而上学のようなものである。経済的付加価値を生産する企業をテーゼとする弁証法において、中小企業の実在をアンチテーゼと置くとき、アウフヘーベンは生産現場という概念をジンテーゼへと導く。同様に、本研究は、伝統的な財政学をテーゼとし、経験財政学をアンチテーゼと置くことにより、弁証法によって財政学のジンテーゼを論証する。

日本語を使用する経済圏での経験としては、増税が国民の貯蓄を低下させるならば公共投資の原資を減ずるといった判断があり、公債残高の累増という現象があり、少子人口減（異なるジェンダーどうしの心と心が離れる社会で生産現場は望ましく成立するか、税制と社会保障制度は持続可能であるか、を含む現象）を経験しており、ミドル・インカム・トラップについての対応の遅れがあり、検討を要する。

中小企業が市場関係者地域通貨を使用でき、指定アドバイザー制度によって株式公開が促進されることにより、公務細分化配分と併せて、公的部門は必要とする新たな財源を確保することができる。

キーワード

経験財政学、公債市場補完制度、指定アドバイザー制度、公務細分化配分、市場関係者地域通貨

[Abstract]

Although Public Finance is interpreted as Empirical Science, it seems that traditional public finance means metaphysics because the present generation is confronted with public finance inflexibility by sophistication of the security environment and cumulative increase in public debt balance. Enterprises that carry out economical value-added production means thesis in dialectic, Small and

Medium Enterprises that exist on real phenomenon means antithesis, so aufheben is to lead concept of production site to synthesis. This research is similarly much affected by dialectic, so traditional public finance is thesis, and Empirical Public Finance is antithesis, and then aufheben is to lead public finance to synthesis.

The economic area being utilized by Japanese language has contained some difficult problems; for example, declining national savings by tax increase for national security, cumulative increase in deficit national debt without the directions for capital increase on small and medium enterprises, decrease in the number of babies against the background of intimacy between different genders, and middle income trap by fate of economic animals. The legal tender is an essential in national economy before economically disadvantaged can be relieved from suffering.

It would become synthesis whenever small and medium enterprises could take the initiative in taking over subdivision allocation for public affairs and support smooth currency circulation to use NOMAD System with Shijohkankeisha Exchange Trading System; SETS. It means that public sector is to secure financial resources from the Complement System of Public Bond Market. Empirical Public Finance realizes the fiscal mechanism design for the future generation.

Keywords:

Empirical Public Finance, The Complement System of Public Bond Market, NOMAD System, subdivision allocation for public affairs, and Shijohkankeisha Exchange Trading System; SETS

はじめに

地球に存在する限られた経済資源をどのような方法によって配分するか、現代において、当面は価格メカニズムに依拠しているが、市場競争は格差を生じさせることもまた確かであり、共同体の人間関係をどのように将来世代に遺すことができるか、社会科学として研究のあり方が問われている。資源配分を市場経済のみに委ねることは出来ず、財政には再配分の機能が求められているが、予算の単年度主義が採用されており、すなわち一会計年度ごとの体系となっているため再配分の実際に課題を残しているのであり、財政学は、静学であって、動学ではない。経験科学として理解されている財政学であるとしても、伝統的な財政学を、形而上学として捉える必要に迫られている、と判断される。公債発行とその償還、安全保障関連予算の膨張と国民経済の価値からの徴取、という側面の肥大化がその要因である。経済的付加価値の生産を担う企業というテーゼにたいし、中小企業というアンチテーゼが実存するように、経験科学である財政学（テーゼ）にたいし経験財政学（アンチテーゼ）を置き、アウフヘーベンを導くことによって、今後将来の世代において誰一人取り残されることのないよう、人間の尊厳を実存させることのできる財政のあり方について、メカニズム・デザインを実現することができる。

1. 経験科学の方法と財政学

「経験的事象とある種の形而上学の間には、実際、はげしい対立と衝突がある」（クロード・トレスモンタン 1985, p.51）という。経験的事実・現象から批判¹する経験科学とは、自然科学、社会科学、人文科学などを意味するため、財政学は経験科学であると考察されるが、伝統的な財政学がある種の形而上学に嵌ってしまっているとするならば、当該研究領域における分析の過程においては、はげしい対立と衝突が生じうる。

わが国に限らず、各国財政はプライマリー・バランスの健全化を困難としている。「現在、財政は公債に抱かれるようになっており、公債大量発行を前提」（神野 2021, p.225）とする。必要な財政支出が国民経済のなかに行き届かなければ、それは人道問題にまで発展しかねない²。公債は租税収入の前取りであり例外的収入であるが、そのウェイトが膨張し続けているため、国民負担である租税負担と社会保障負担をもとに財政支出と社会保障給付を行うとする枠組みの財政学は極めて形式的であると考察する必要性が生じている。

なぜなら、非競合的で非排他的である財（若田部ほか 2015, p.251）を供給する財源について、安全保障環境の高度化によって、租税負担からの歳入では確保が困難となるなかで、自然現象を装うように実質的な負担が国民経済に及ぶことは想定されうるのであり、時間が経過したあと、人間の尊厳を守ることの及ばなかった経験的事実・現象が残るのである。

苦痛とも言える状況において「世界の地平と歴史の歩みの中で全体的真理を看取することができない」（シュテファン・シュトラッサー 1978, p.287）現実に直面し、財政学という経験科学がある種の形而上学に化しているようであれば、そのおり生ずる執拗な論争とは、「愛情のある闘い (liebender Kampf)」（シュテファン・シュトラッサー 1978, p.289）である。学知としての財政学を望ましい体系に移行する必要性に迫られていると判断する。

「抑えがたい受苦、みなぎるパトス (pathos: 受難としての激情・情感)こそが、学問を有意義なものにする。」（橋本 2013, p.071）静学的均衡理論の枠内に財政学を止め置かない。

1.1. ジンテーゼの概念

本研究は、経験科学である財政学をテーゼ (These) とすることにたいし、経験財政学（定義は 1.2. に記述する）をアンチテーゼ (Antithese) とするが、先行研究では、企業をテーゼ (These) とすることにたいし、中小企業³をアンチテーゼ (Antithese) とする中小企業研究が存在する。

ヘーゲルの弁証法にもとづき、事物や命題の否定を通じてより高次元へ向かう思考過程については アウフヘーベン (Aufheben) という概念が規定されている。

ジンテーゼ (Synthese) とは、テーゼとアンチテーゼによるアウフヘーベンにより導かれる概念である。

¹ 「批判する」とは「けなす」、「やっつける」、「もの笑いにする」といったことを意味しない。意図は、ギリシャ語の本来の意味での「クリネイン」(krinein) の術、すなわち「区別する」術を行使することである。（シュテファン・シュトラッサー 1978, p.vii）

² 法定通貨を用いて国民経済における資源配分が実行されるよう財政民主主義の存立が先進諸国にみられる。立法院に予算委員会があり法定通貨の具体的な流れを規定する。不足があれば人権問題である。

³ 中小企業の定義は、3.1. に記述する。日本国内においては、中小企業基本法による中小企業の範囲をもってその定義とするのが一般的である。

日本語では、テーゼを「正」、アンチテーゼを「反」、ジンテーゼを「合」と記述する。

企業と中小企業を対峙させる思考過程によって、経済の構造を分析し、中小企業対策という財政の必要性を提示してきたように、本研究は、伝統的な財政学と経験財政学を対立させ、今後将来に向けて求められている人間の尊厳に適う高次の財政メカニズムをあらわす。

ジンテーゼの概念は、本研究の骨格をなしているため、敢えて上記のように記述した。

1.2. 経験財政学の定義

非競合的で非排他的である財（およびこれに準ずる財・サービス（Publicly Provided Goods and Services））の供給を急務とし、公的部門は必要な財源を税収でまかなうことが出来ないという限界に直面している。科学・技術、外交や防衛、教育や医療・保健といった国民経済を構成する不可欠な要素について、伝統的な財政学をテーゼとして、その経験科学にたいし更に経験的事実・現象をアンチテーゼとし、アウフヘーベンを導く必要が生じている。

経験財政学とは、国民経済に法定通貨が行き届くことを重視する共同体的人間関係の成立に向けて無償労働を法定通貨の額面で評価し納税力を高度化する財政学、と定義する。

人間の尊厳に適う資源配分メカニズムを必要とする今後将来にそなえ、生きるために必要な財・サービスを各位が法定通貨を用いて入手および交換できるようにする方法がある。

そのようなアンチテーゼを置かなくとも、テーゼである財政学は国家予算によってすでにすべて国民に尊厳をもって配分を行っている、と理解する必要があるという問題に直面する。

「ここで、「共感」(Sympathie)の概念が問題を解明してくれるように思われる。歴史学者が全体的人格として、したがってまた情動的な存在者として、かれの解釈学的仕事に従事する限り、一種の「パトス」が実際に問題となるからである。そして、歴史学者から、かれによって特徴づけられる人間や人間集団への橋をかけるのが「パトス」なのである。それゆえ、情動的「共感」は——あらゆる実証主義的反論にもかかわらず——障碍ではなくて、人間的なものの理解にとっての前提条件である。」(シュテファン・シュトラッサー 1978, p.213)

日本国内においては、とくに衣食住を確保できる経済的条件を困難とすることに共感がある。なぜなら、地代が高いため、食糧に関しては自給自足を困難とし、住居に係る費用について常に意識する必要がある⁴、最低限度の衛生的着用を心がける際にも適度な支出が求められる。エコノミック・アニマル⁵と呼ばれるほど、時間作業の効率化を追求する日本経済となるのは、自分たちで勝ち取っていない外国から与えられた財政民主主義のもとで、なに

⁴ 不動産価格の相対的な高騰が背景にあるばかりでなく、わが国では耐震・免震・制震をそなえた建築に迫られていることから、日本国内では住居に係る費用を押し上げている。

⁵ 日本国籍の経済人にたいし国際社会において表現されてきた言い方である。企業社会において働きづめとなり暮らしを顧みず、そのため内需は拡大されない（豊かさを実感するための経済活動が十分でなく、国内総生産を伸ばさない）のだが、そのような国民経済がなぜ成立しているのか国際関係のなかで疑問視されたことから呼ばれるようになった表現である。近年、日本国籍の経済人は、総じて、安定した収入を確保できる企業社会での契約関係を失い、ブラック企業、闇バイト、夜のまち、という表現が公式に見られるほど、経済的に窮する方々が増加している。冷静さを失うなかで生活のために法定通貨を確保しようとしてしまう、という行動が広範にならざるをえなくなっていると判断される。「生活保護があるではないか」と内閣総理大臣によって指摘がなされるほどであるが、人間として相応しい行動に至ることのできる社会を実現するために、財政が持続可能であること（税収増と歳出削減）だけを優先させることだけでなく、法定通貨が国民経済に行き届く資源配分メカニズムを同時に構築していく必要がある。

より生きるために法定通貨を必要としているからであり（他のオリジナルな方法を見い出せていないからであり）、本当の意味で、働かなければ食べていられない。そこに共感がある。

強制的に国民経済から徴取する側に、その共感は無いと判断される。自分たちが生きるためには、自分たちの力で、抑圧に耐えて立ち向かわなければならない。

「学問を志す者は真理に忠実でなければならず、現状を否定せざるをえないのである。

財政学を学ぶ者は、現状に異議を申し立て、真理に対して忠実に未来を語る義務がある。しかし、学ぶという行為は他者から教えられることを意味しない。自己の存在とかがかかっているのである。」（神野 2021, p.370）

1.3. 財政学の基本的枠組みとその限界

財政社会学を財政学と定義する場合がある。共同体の人間関係および強制的人間関係において貨幣の出入を対象とする研究領域とは、人間社会に多大な影響を与える現象はなにかを分析する学問である。その意味では、伝統的な財政学は初めから純粋な経験科学ではないと言える。「社会学が純粋には経験科学ではありえず、基本的に広義の規範科学たらざるをえない」（盛山 2006, p.200）ことは明らかにされている。純粋な経験科学でない伝統的な財政学というテーゼにたいし、財政の権力的性格を抑え、人間の尊厳を認め合うよう法律上の権利を行き届かせる意義を持つ法定通貨が常に活用できるように、必要十分な財源をどのように確保するか、経験財政学はアンチテーゼであり、規範科学というジンテーゼへ向かう。

財政の3つの機能を、資源配分の調整、所得の再分配、経済の安定化、とリチャード・エイベル・マスグレブ（Richard Abel Musgrave）が提起しているように、財政の目的とは、共同体として資源配分を円滑、公正、安定的に行うことである。共同体は資源配分が円滑に行われることによって安定するのであり、同時に、公正であることによって信頼関係が醸成されることにより、その後のさらなる円滑と安定が実現されることになる。

資源配分を調整する過程において、政府は租税を徴取する。（印紙収入は一般的には税収と考えることができる。）および社会保障負担を求める。公的部門は事業収入を確保する。歳出状況に応じ公債を発行し資金調達を行う（建設公債の原則を守るべきであるが、特例公債を発行する現実を余儀なくされている）。そうして資源の再配分が行われ安定は確立される。

ただし、事業収入は、民業を圧迫することが生じないよう利益の追求を目的としない。また、公債発行とは、将来の税収を前提とした借入れである。したがって基本的枠組みを考察するうえでは、租税の徴取を要点として捉える必要がある。

確かに、強制徴取を国民経済に課すことにより、租税は無償で貨幣によって政府に納められる。国家により強制通用力が認められている法定通貨を貨幣として使用することになる。

「国家は軍隊や警察を備え、社会秩序維持のためのルールを決定する権限を有する公権力として立ち現れる。対外的自立と対内的秩序の維持を図ることが権力機構としての国家の本質的機能となる。」（金澤 2005, p.2）「財政の本質的特徴はその権力的性格にあり、ここから財政は「強制獲得経済」（井藤半彌）、「強制的な方法による物資労働の徴収および非交換的処分」（阿部賢一）、「社会的経済余剰の権力的配分」（林栄夫）といった規定がでてくる。財政民主主義は、こうした財政の権力的性格を合法化するものであり、国民の代表機関による

財政権の掌握がその内容をなす。」(佐藤・関口 2019, p.18) 国家を具体的に担い、主導する役割を果たしているのが政府である⁶。「国家の権力的経済活動である財政は、特定の政策・事業実施の有力な手段である。財政活動の計画であり法規範である予算は、歳入の確保に工夫をこらしつつ、他方においてさまざまな技術を駆使しながら政策・事業目標の達成をさだめている。財政活動を通じて供給される無償の財は、市場システムによっては供給不可能か、可能であるとしても生活権や機会の平等を十分に保障しえない公共財および準公共財の提供を基礎前提としている。」(新藤 2006, p.12)。

伝統的な財政学の限界は、公共財および準公共財の提供、すなわち非競合的で非排他的である財(およびこれに準ずる財・サービス)の供給にかんし安全保障環境の高度化と向き合わなければならないことにより生じている。人間として非暴力主義を尊重しているとしても、お互いの生命を守ろうとする価値観は優先される傾向にあり、財政の権限を有する方々は、必要に迫られる非競合的で非排他的である財を、税源確保に先行して調達し、国民経済に向けて供給をされている。経費膨張の法則は避けられないため、累積する公債残高にたいする将来負担は国民経済に課せられることになる。

公債は例外的収入であり、租税のオプションと見なされている。(神野 2021, p.225) その償還財源は租税によって確保するという理解である。公債残高が累増する状況⁷から逃れられない状況のもとで、租税徴取の公平性をどう捉えるか。

伝統的な財政学では、租税原則について議論がなされてきていた⁸。公平の原則に関しては、応益課税の原則(利益説)と応能課税の原則(能力説)とが対立しているが、リンダール・メカニズムであれば公共財需要の過少申告が想定されるため、現実的対応として能力説を採用している。水平的公平、垂直的公平はそれを充たす。

しかし国際法にもとづく戦争については回避しようとしているにせよ、それ以外の暴力にたいして備える方々からの恩恵を受けている以上、利益説もまた採用せざるを得ない。

こうした場合、租税原則において、簡素の原則、便宜の原則、最小徴税費の原則などは充たされるが、租税負担は将来世代が担うのであり、実質的な返還主体は明確ではなく、中立

⁶ 「政府は、生産要素を所有しない「無産国家」であり、「租税国家」とならざるをえない。つまり、市場社会における政治システムでは、市場経済という経済システムで循環する貨幣を、強制的に無償で調達することによって、社会を統合するという統治活動が行われることになる。」(神野 2021, pp.146-147) 「こうして権力体は、貨幣を入手し、支出し、財貨と労働力を調達し、それらを費消して行政活動を行う。これが権力体の経済活動に他ならない。」(林 2006, p.2) そのため、財政学の基本的枠組みには、経験的事実・現象から分析するアンチテーゼとなる議論が含まれるようになるのであり、「財政とは、簡単にいえば政府の経済活動のことを意味します。そして、財政学は、その財政の経済学的特徴を分析し、あるべき姿を議論する経済学の研究領域です。」(小塩 2002, p.1) と述べられている。すなわち、「財政学は、政府の経済活動に関する分析を行う。」(井堀 2013, p.2) のである。

⁷ 現代貨幣理論 (Modern Monetary Theory; MMT) は、日本経済のような特質や特長などを有する場合に限り適合すると考えられるため、日本銀行が実質的に日本国債の保有比率を5割程度まで引き上げることはできる。しかし物価上昇に連動するよう各種税率を引き上げることは現在のところ適わない。あるいはインフレによって政府の債務負担が減少する可能性がある。「インフレ税は、インフレによって政府債務の実質価値が目減りした分だけ、政府が民間から税を徴収したも同然の状態となることを指します。」(土居 2021, p.365) また長短金利操作(イールドカーブ・コントロール、YCC)は撤廃されることが予想されている。公的部門に必要な財源を確保する方法が定まらないまま、金利の上昇を受け入れることになる。

⁸ 1949年の日本税制使節団によるシャウプ勧告は、公平・中立・簡素という租税原則を現代日本に伝える契機となったが、その起源は、アダム・スミスの『諸国民の富』第5篇にある公平・明確・便宜・最小徴税費という原則であり、その後、ワグナーの原則、ノイマルクの原則、マズグレイブの原則として、望ましい課税に関する原則について論議は変遷を辿ってきていた。

の原則を充たさない。および世代間の公平性を充たさない。応益課税の原則（利益説）と応能課税の原則（能力説）、水平的公平および垂直的公平を、厳密には充たさないことになる。

経済成長が長期的に継続される状況においては、租税負担の消転が生じうるものの、今後将来、低成長が想定される場合には、負の消転が予期せぬ形で発生しかねない。

公債残高が累増する状況は、国内総生産（Gross Domestic Product;GDP）との比率のうえで持続可能となるのであり、財政支出が抑制され法定通貨が国民経済のあいだで滞る事態となるならば、実質的な租税負担を理不尽に誰かに負わせる事になる。

安全保障関係を財政学において考察する場合にも、政府間財政関係という理解を重視する必要がある。2000年ごろからスティグリッツ（J.E.Stiglitz）教授がIMFの経済政策に強く異を唱えていたにも拘わらず、わが国は財政の現実である利権の再分配を重視せず、経済学の論理に基づいてあるべき財政政策を構築しようとしてきた。「そのなかで、財政投融资や地方交付税をはじめとする地方財政制度に対して、市場主義的な論理によって、抜本的に見直すことが望ましいという意見が力をもった。」（小西 2014, p.339）社会、経済、財政制度の再構築について、現在世代および将来世代は貢献する必要に迫られている。

「中央と地方とを問わず、政策担当者もまた、科学・技術に対して、伝統的な立場を改革しなければならない。それは外交や防衛、教育や医療・保健などと並んで、社会を構成する不可欠の要素の一つとなっているにもかかわらず、そうした取り組みは決して充分とは言えない状況にある。」（村上 2000,p.189）伝統的な財政学は限界に直面しており、実存している国民経済が国家から受けた経験的事実・現象を確認し、挫折を繰り返すなかで得た実践知をアンチテーゼとして、公債市場補完制度を提示する。

1.4. 人間の尊厳と必要十分財源

人間の尊厳を守るためには、国民経済のなかに法定通貨が行き届いていなければ実現されない。そのためには、政府は必要十分な財源を確保できなければならない。ただし財政収支を均衡させる財政健全化を目指すべき、という主張はある⁹。

公債発行残高の妥当性は、経済成長との兼ね合いで認められる。国民が生産活動に従事でき、賃金を法定通貨によって実質的に受け取ることができ、最低限度の生活が実際に成立し、租税および社会保障の負担が公債費の膨張に耐えうるならば、人間の尊厳に見合う必要かつ十分な財源を確保している、と言える。

2. 日本語を使用する経済圏での経験に基づく財政学

日本国民が生産活動に従事するにあたり、すなわち最低限度の生活が実際に成立するよう

⁹ 「政府が租税によって収入を獲得しようと、公債によって収入を調達しようと、国民の所有している貨幣を調達するという意味では変わりがない。ところが、租税は強制的に、何の価値もなく無償で調達されるため、国民の抵抗を伴う。仮に国民の合意を得たとしても、国民は消費を節約して納税する。しかし、公債を起債して収入を獲得する場合には、確実な元利払いを期待する公債の応募者に負担感を与えるわけではない。そのため公債によれば、租税のように抵抗を伴わずに、収入を獲得することができる。しかも、公募の応募者には負担感がないため、公募に応募した金額だけ、消費を節約しようとは思わない。そうだとすれば、政府の支出が不生産的であろうとも、租税で財源を調達すると、不生産的支出に見合う消費の節約が行われることになる。ところが、公債で財源を調達する場合には、消費の節約が実施されないため、生産的支出に向かうべき財源が、政府の不生産的支出に振り向けられてしまう。こうして抵抗の少ない公債の起債が容易に実施されれば、公債の元利払いつまり公債費は膨張する。」（神野 2021, p.37）

賃金を法定通貨で実質的に受け取ることができるために、公的部門に従事する以外での勤労およびその準備に、必ず英米語またはプログラミング言語の使用と関わる必要が生じているならば、日本語圏での人間の尊厳は認められていない。母語の使用は、自国の法定通貨を得る経済活動の基礎となるように協力し合うよう、政府の強制力が方向付けられるならば、その民族の経済力は向上する。なぜなら、母語以外の言語を習得する過程そのものが、生産のための技能を習得する労働であり、対償が無ければ未払い賃金そのものとなる。

国際的には英米語の使用は当然である。プログラミング言語の技能を有する人材は希少性がある。日本語圏において、母語のみを使用する国民の所得水準が低下する状況にあるならば、次第に、国内社会は別の言語を使用する方々からの侵食を受けることになる。

生産活動を通じて法定通貨を受け取ることが所得であり、納税することができ、衣食住を獲得することができるのであり、最低限度の暮らしが実現される。ただし敢えて繰り返せば日本国内の土地の値段は相対的に高額であるため、とくに食住の確保に苦しむことには共感があり、食品ロスおよび空き家対策が社会課題であっても、常に分けて頂くことは敵わない。

日本政府は、日本国内の国民経済において法定通貨が滞りなく行き届くよう、どのような経済活動を行ってきたか、経験的事実・現象を分析する。

2.1. 減税政策の真の理解者

池田勇人政権が「国民所得倍増計画について」を閣議決定した後、公共投資による供給力強化によって、工場誘致、建設業と製造業の発展、農家兼業は下支えされ、地方の所得水準の増大を実現したのだが、公共投資の原資は、国民の貯蓄である (I=S)。

「先進国最高水準の家計貯蓄を有していた日本において、高度経済成長期には、この家計貯蓄を税あるいは国債として吸収しなかった。代わりに活用されたのが財政投融资であった。財政投融资によって、増税を経験することなく、社会インフラが次々と拡充されてきたわけである。」(井手 2014, p.303) 同盟国から惜しみなく技術導入が図られた背景もあった。

安全保障環境の高度化に対応するために、多額の財政支出をもって外国から非競合的で非排他的である財（およびこれに準ずる財・サービス (Publicly Provided Goods and Services)）を購入する必要に迫られる場合もある。迅速な対応が求められると同時に、財源を税収に求めない補完制度を平時から整備しておくよう、経験的事実・現象から分析することができる。

2.2. 公債残高の累増という経験的事実・現象

失われた十年と呼ばれた 1990 年代は、国際情勢としては安全保障環境が激変した時代であり、Japan As No.1 というワードが英米語であることに向き合うことに迫られた。米国の産業技術を評価していなかったアジアの経済大国は¹⁰、やがて平和の配当という現象と闘うことになる。過去に安全保障のため活用されていた技術が民生転用され、インターネット、

¹⁰ 日本の有識者は、米国の安全保障関連技術が民生転用されることを 1980 年代後半には予見していなかった。「アメリカが最新技術の提供を拒否すれば日本経済のこれ以上の発展は困難になるときめつけるのは、アメリカがその技術的優位をあまりにも過信した結果といわねばならない。(中略) アメリカ経済そのものの地盤沈下 (中略) アメリカ経済の対外競争力の低下がここ数年来のドル高によって加速化されてきたのも事実だが、ドル高要因が修正されれば競争力は回復するかといえば、それは否といわざるをえない。」(佐藤 1987, pp.27-28) とある。

携帯電話、GPS 機能が産業技術になることがそれまで隠されていたという事実に遭遇した。

日米構造協議（1989~90 年）の後、バブル崩壊を経験し、金融機関の不良債権処理は必要であったが、公的資金の注入が遅れ借金を膨らませた。産業技術を国際水準に見合うように財政措置を講ずるにも専心は出来ない状況を経験した。二大政党制を模索した時期と重なるが、その当時、財政方針には混乱が見られたと解釈することができる。

「1990 年以前は、毎年、財政赤字を計上していたものの、「一般会計歳出」と「一般会計税収」の乖離はそれほど大きくなく、一定の幅を保って推移していた。とくにバブル期には税収が伸びたため、1989 年には「赤字国債」（「特例公債」）発行ゼロが実現するところまでいった。しかし 1990 年以降は逆に、「一般会計歳出」と「一般会計税収」の乖離が拡大した。税収面では、バブル崩壊後の景気低迷に加え、政策減税が税収減少に追い打ちをかけた。歳出面では、数次の緊急経済対策に伴う公共事業拡大が、歳出膨張の決定的な要因となった。この結果として、歳出と歳入のギャップは 1990 年代に年々拡大を続け、公債発行残高が未曾有の水準に積み上がっていくことになった。」（諸富 2014, p.4）

その傾向は、2000 年代に入って後も継続され、リーマンショックの翌年度である 2009 年度には、「一般会計歳出」と「一般会計税収」との差額は 62.3 兆円であり、コロナ禍に突入した 2020 年度には「一般会計歳出」と「一般会計税収」との差額は 86.8 兆円となっている。

2.3. 少子人口減という経験的事実・現象

どのような生物であっても栄養を十分に摂取できない状況にあっては、繁殖により個体数を増加させることをしない。エコノミック・アニマルも同様である。

バブル崩壊後の 1990 年代から、少子高齢化と人口減少という構造的な社会変化が覆いかぶさってきた。「経済成長と人口増を前提としてきた社会構造のあり方を根本的に見直すべき曲がり角にきたことを、これは示している。」（諸富 2014, p.6）

「人間と人間との関係が市場的人間関係だけで構成されれば、人間は生存することができないからである。生後間もない乳児を考えてみれば、こうした事実は容易に理解できるはずである。働く能力のない生後間もない乳児は、市場から生存に必要な財・サービスを購入できるわけがない。家族という情緒的紐帯にもとづく人間関係のもとで、乳児の生存に必要な財・サービスが、その必要に応じて配分されて初めて、乳児は生存することができる。つまり、生後間もない乳児は、市場的人間関係のもとにさらされれば、死を待つしかないのである。こうした乳児の存在を考えればわかるように、人間が生存するためには、共同体的人間関係は必要不可欠である。」（神野 2021, pp.19-20）

日本語圏では少子人口減を経験している。厚生労働省が 2023(令和 5)年 9 月 15 日に公表した令和 4 年人口動態統計において、合計特殊出生率は 1.26 であり過去最低を記録した。出生数は 770,759 人で過去最少（7 年連続減少）である。雇用契約情勢、ジェンダー問題について課題が浮き彫りになる現象を具体的数値にて確認することができる。

今後将来にわたり、公的部門の債務残高が対 GDP 比において妥当するか、社会保障制度が持続可能であるか、少子人口減は乗り越えるべき重要な課題となっている。

2.4. ミドル・インカム・トラップという経験的事実・現象

ミドル・インカム・トラップとは、「一人当たり GDP が中程度の水準（中所得）に達した後、発展パターンや戦略を転換できず、成長率が低下、あるいは長期にわたって低迷することを指す。」（内閣府政策統括官（経済財政分析担当）2013, p.118）

コストカットの論理を労働者に突きつけ、人件費抑制など勤労条件を悪化させ企業は利益を確保する場合、家計は資本蓄積である貯蓄を減じて最低限度の暮らしを行うようになるならば、貯蓄(S) = 投資(I) であるため、その経済圏は公共投資を減ずることになる。無論、有効需要政策による波及効果を見込むことさえ適わなくなる。

エコノミック・アニマルは経験財政学と中小企業について研究し、衣食住の安定を得る程の法定通貨を獲得する生産活動に従事できることにより、初めて人間の尊厳が認められる。

3. 中小企業の財政学に関する経験科学

経験科学である財政学にたいするアンチテーゼとして経験財政学を提唱しているように、企業というテーゼにたいし、中小企業というアンチテーゼをもってアウフヘーベンに向かうよう、弁証法をもって国民経済の基盤としての職場・組織である企業の存在意義を確かめる。

納税があるから財政が成立するという伝統的な視点をテーゼとし、財政は納税できるように国民経済の基盤を整備するよう導いて税収に結実するよう持続可能性を図る、というアンチテーゼを本研究は提示する。中小企業が弁証法を牽引するアウフヘーベンによって、人間の尊厳に叶うジンテーゼを導くことにより、財政のメカニズム・デザインは成立する。

3.1. 中小企業の定義

中小企業概念について、日本国内では中小企業基本法において定められている中小企業の範囲をもって中小企業として捉える方法が一般的である。すなわち 1999 年制定の同法において、その範囲は、製造業その他の場合、資本金 3 億円以下または従業員数 300 人以下、卸売業の場合、資本金 1 億円以下または従業員数 100 人以下、小売業の場合、5000 万円以下または従業員数 50 人以下、サービス業の場合、資本金 5000 万円以下または従業員数 100 人以下、とされている。

アメリカ、EU（欧州連合）、中国、台湾においても中小企業の範囲は定められている¹¹。

¹¹ アメリカでの中小企業の範囲は、製造業の場合、業種により従業員数 500 人以下から 1500 人以下、建設業の場合、業種により年間収入 700 万ドル以下から 1700 万ドル以下、卸売業の場合、従業員数 100 人以下、小売業の場合、業種により年間収入 500 万ドル以下から 2100 万ドル以下、金融業の場合、総資産 1 億ドル以下、サービス業の場合、業種により年間収入 250 万ドル以下から 2150 万ドル以下、である（中小企業総合機構編 1999a）。EU（欧州連合）での中小企業の範囲は、従業員数 250 人以下、年間売上高 4000 万 ECU 以下あるいは資産額計 2700 万 ECU 以下、中小企業以外に 25% 以上を所有されていない、という 3 条件を充たす企業である（中小企業総合機構編 1999a）（三井 1995）。中国での中小企業の範囲は、工業の場合、従業員数が 2000 人以下、あるいは年商が 3 億元以下、あるいは総資産が 4 億元以下のもの、建設業の場合、従業員数が 3000 人以下、あるいは年商が 3 億元以下、あるいは総資産が 4 億元以下のもの、小売業の場合、従業員数が 500 人以下、あるいは年商が 1 億 5000 万元以下のもの、卸売業の場合、従業員数が 200 人以下、あるいは年商が 3 億元以下のもの、交通運輸業の場合、従業員数が 3000 人以下、あるいは年商が 3 億元以下のもの、郵政事業の場合、従業員数が 1000 人以下、あるいは年商が 3 億元以下のもの、宿泊飲食業の場合、従業員数が 800 人以下、あるいは年商が 1 億 5000 万元以下のもの、である（中国国家経済貿易委員会等 2003）（駒形 2006）。台湾での中小企業の範囲は、製造業・建設業では、振込資本額が 6000 万台湾元のもので、従業員が 200 人以下のもの、卸売業・小売業では、前年の営業額が 8000 万台湾元のもので、従業員が 50 人以下のもの、である（中小企業総合機構編 1999b）。

本研究において、中小企業とは、「人々が毎日の暮らしのために勤務しているが、将来への事業展望が盤石とは言えない多くの企業」と定義する(日本中小企業学会編 2009, p.124)。一般的には中小企業であっても、優位な立場を確保できるならば、本研究においては中小企業に含まない。または、ある国や地域のなかでは大企業であっても、世界的に(広域的に)みると中小企業である場合がある。企業は、見方によって大企業であり、中小企業である。

3.2. 中小企業対策費に関する経験的事実

令和5年度の一般会計歳出総額 114兆 3,812億円のうち中小企業対策は 1,704億円で、全体の 0.1% である。(財務省 2023, p.1)

このうち中小企業対策費について、令和5年度は 1,090億円であり、令和6年度の概算要求は 1,336億円である。なお、デジタル庁に一括計上することとなった情報システム予算のうち中小企業政策に関連するものを含めると、令和5年度は約 1,111億円、令和6年度概算要求額は約 1,359億円となる。(経済産業省 2023)

財政制度等審議会(財務大臣の諮問機関)は、実質無利子・無担保の「ゼロゼロ融資」の返済を迫られる企業が増える中、既存の補助金の効果を検証し、資金繰り支援から経営再生支援に軸足を移すよう求めている。売り上げが減少した中小企業の業態転換を支援するための「事業再構築補助金」、融資返済が滞った場合に信用保証協会が肩代わり弁済する制度については、事業者の状況を見極めながら不断に見直し、早期に中小企業対策費を正常化する必要がある、と指摘している。(時事通信 2023)

あわせて中小企業にたいする補償の必要性について考察する。経済を止めるよう迫られた新型コロナウイルス感染症流行期において見られたように、急激な変動に対応することを中小企業もまた特に困難としている。政府に補償を求める動きは避けられないが、公的部門の財政力次第によっては援助に限りが生ずる。すなわち金融緩和政策の継続によって、物価高と円安が進行するなか、税率を引き上げずに日本国債を日本銀行が保有する方法により政府が財源を新たに確保する手段は無い。

マクロ経済政策は物価高騰を問題としながら金融緩和を行うという深刻な矛盾を含むとし、円安と補助金で日本は自壊する、という指摘がある。(野口 2022)

それでも今後将来において急激な経済変動に対し、直ちに中小企業に補償を行う必要は有る。日本国憲法第二十五条にもとづく。これ以上の自助を求めてはならない方々に自己責任原則を当てはめる価値基準には添えない。格差が解消されない状況のもとで剰余価値を蓄積されている方々から出資を促す方法によって、新たな財源を確保するメカニズム・デザインが求められている。

3.3. 中小企業の間接金融に関する財政対策

ジョン・メイナード・ケインズ(John Maynard Keynes)は、有効需要理論を提示したが、マクミラン委員会報告にも係わったことで知られる。マクミラン・ギャップとは、中小企業の長期資金調達の困難性を意味する。その解消とは、雇用対策、有効需要政策につながり、税収を増加させる目的と合致している。中小企業対策を財政学の現象として捉える。

晴れている日には傘を借りることができるが、雨の日には傘を借りられない、という表現

があるように、中小企業は資金調達に苦慮している。その理由と背景については、先行研究において次のように考察されている。「少額な資本で開業するためにもともと資金に余裕がない。加えて利益率が低い内部留保が増加しない。このため多くの中小企業は絶えず資金不足に悩まされている。利益率を高めるには、技術力の向上や製品開発、ビジネスシステムの開発などが不可欠だが、その開発を行う余裕と資金とが不足しているのが中小企業の実情でもある。自己資本の低さを補うための資金調達の方法の1つが、金融機関からの借入れである。中小企業は信用が低いにもかかわらず、金融機関からの資金調達に依存せざるをえない。しかし支払能力の評価が低いために融資が得にくく、また金利の高い資金を調達しなければならず、それがまた収益性の低下を招く。」(小川 2013, p.267)

その解消に向けて、間接金融機能による方法としては、1945年7月、英国において政府系中小企業金融機関として商工金融会社 (Industrial and Commercial Corporation; ICFC) (現在の 3i) の設立が見られた。(三好 2008)

マクミラン・ギャップの指摘は、その後、英国での3つの委員会(ラドクリフ委員会、ボルトン委員会、ウィルソン委員会)に大きな影響を残したほか、現代において中小企業金融の研究分野における重要な概念として定着している。1980年代の金融自由化のさいにも考慮する必要性を有していた¹²。

現在、わが国では、信用保証制度が充実をしているものの、公的資金の注入を必要とする場合には、税制等を通じて多額の財政的負担が国民経済に課せられることになっている。

3.4. 中小企業の直接金融に関する財政対策

直接金融機能による方法としては、マクミラン委員会報告、ラドクリフ委員会報告、ボルトン委員会報告、ウィルソン委員会報告を経て、1980年代の英サッチャー政権において Unlisted Securities Market; USM (非上場証券市場) が設立されるに至っている。1995年6月、Alternative Investment Market; AIM (代替投資市場) に衣替えを果たした。わが国においては、2009年6月、TOKYO AIM において指定アドバイザー制度が導入されている。

2012年7月より、東京証券取引所が TOKYO PRO Market を市場運営しており、現在に至っている。中小企業には負債性が無く純資産性を伴うよう直接金融によって資金調達を行うことが可能である金融市場であり、出資者は受託の制限を充たす特定投資家である。すなわち、政府、中央銀行、独立行政法人、特殊法人、預金保険機構は公的部門の資本を運用する特定投資家であり、指定アドバイザー制度を活用する方法によって、中小企業等に出資を行い、株式会社制度におけるエンゲージメント機能を通じて出資先にたいし影響力を保ち、財政を展開することができる。公的部門は秘匿性の高い業務にも着手しており、あらゆる事を推進する手段として有効な方法である。

¹²「もっとも、戦後、中小企業金融専門機関制度が設けられ、それが長期に渡り維持されてきたのは、この分野を専門的な領域としなければならない事情があり、それに対応した政策的配慮が働いたことによっていた。実際、戦後復興期と、1950年代半ばからの高度成長過程を通じて、中小企業は慢性的な資金調達の困難に直面しているとされ、中小企業金融専門機関制度は、そうした中小企業に対して資金供給を確保するものとして、その必要性が協調されたからであった。専門機関とされた金融機関の多くは、戦前・戦中に設立された中小金融機関であったが、主として中小商工業者を相手とする金融機関として誕生したという経緯もあって、戦後は、制度上、中小企業金融専門機関として位置づけられることになったのである。」(岡部 1990, pp.223-224)

3.5. 中小企業は経済を牽引する力

中小企業は国家の財産として国民経済において実存する。「政府が中核となり、国の総力を挙げて、中小企業の持つ個性や可能性を存分に伸ばし、自立する中小企業を励まし、困っている中小企業を支え、そして、どんな問題も中小企業の立場で考えていく。」（「中小企業憲章」平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）民間で出来ることは民間に委ねられるのであるが、公的部門との連携の充実、規模が小さい弱点を補い、本来の力を発揮することが可能となる。

4. 公債市場補完制度

幾つかの金融・財政機能を結び付け、企業社会の摩擦によるエネルギーを以てダイナミズムを引き起こし新たな財源を創発する。裁量的な新規株式公開市場である指定アドバイザー制度、公務細分化配分により歳出削減を実現する指定管理者制度、これらを地域通貨の分散型発行方式によって結びつけ連携を促す市場関係者地域通貨（Shijohkankeisha Exchange Trading System; SETS）、すべての中小企業に通貨発行権を認めることとなる SETS、すなわち、新規株式公開を出口として純資産性を伴うように金融緩和政策の出口を用意する公債市場補完制度について検討する。

4.1. 日本語を使用する経済圏での分かち合い

日本語、日本円、日本の法制度・商慣行を採用する経済圏において、中小企業の力を引き出すために、規模を有する資本との連携を実現する方法を提示できる。

指定アドバイザー制度の取引参加者のあいだで市場関係者地域通貨（Shijohkankeisha Exchange Trading System; SETS）の流通を促す公債市場補完制度を整備する方法により、公的部門、大手民間部門が、地域中小企業と連携し、事業を展開することが可能になる。

共同体的人間関係を維持するよう言語を同じくする社会のあいだで格差を解消することを目的とする。取引記録を残す技術によって、機会主義的な行動が生じないように信頼関係を築く。出資を受ける中小企業には負債性を伴わず、政府や大手資本からの強制的人間関係を前提とせず、純資産性を伴うよう必要とする新たな財源を確保することができるようになる。

4.2. 指定アドバイザー制度

株式公開にさいして上場基準に数値基準（形式基準）が無く、証券会社、会計事務所など金融当局から認可を受けている指定アドバイザーの裁量にもとづく新規株式公開（Initial Public Offerings; IPOs）市場を、指定アドバイザー制度という。わが国では、2009 年 6 月、株式会社 TOKYO AIM 取引所により TOKYO PRO Market が開設されている。現在、東京証券取引所が J-adviser 制度の市場運営を行っている。金融商品取引法第 2 条第 31 項、および金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第 23 条にもとづき特定投資家に限り、証券の売買取引を可能としている。

特定投資家とは、政府、日本銀行、適格機関投資家、上場企業、外国法人、富裕な個人などであり、その知見を、株式会社制度を通じて、出資先の中小企業等に伝えることにより、経済全般として格差是正を図る手段にもつながる。販路拡大など連携による経済効果を期待することができる。上場基準に数値基準を設定しない裁量的な新規株式公開市場である。

公募価格と初値の乖離という IPO アノマリーに関し、創業者利得の発生メカニズムをエネルギーとしてとらえるなど、公的部門および民間部門に資する財源確保の方法として結び付ける。IPO アノマリーが引き起こされるさいに、物理的な力をもって格差是正を図るよう、指定管理者制度、および市場関係者地域通貨と組み合わせるように図る。

4.3. 指定管理者制度

2003年の地方自治法の一部改正によって導入された「公の施設」の管理運営の方式である。「民間でできることは、できるだけ民間に委ねる」という原則の下に、公共サービスの属性に応じて、民営化、民間委託、PFIの活用、独立行政法人化等の方策の活用に関する検討を進めるとした内閣の基本方針は、2001年6月26日に閣議決定された「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」、いわゆる「骨太方針」によって提示されている（経済財政諮問会議（2001））。その後、数年間は、わが国において指定管理者制度の導入の時期となった。当時の検証について、次のように報告されている。「民間団体との中・長期契約である限りは、当該指定期間における行政側負担コスト総額も事前に明確にしなくてはならない。従前の公設財団等との関係に見受けられる、単年度査定による補助金・委託料予算の繰り返しは、民間団体との契約関係では無理がある。さらに、収益性が上昇すれば委託料予算が減少するような、行政直営方式に見受けられるインセンティブなき予算査定思考では民間団体と交渉できない。つまり、長期債務負担行為の議決が不可欠となる。」（中川・松本 2007, p.195）現在および今後将来、公的業務の民間委託は「公の施設」のみにとどまらないであろうし、公的部門は新たな時代の要請に応じて公共サービス・公共財（Publicly Provided Goods）を供給する必要があるため、従来からの業務については公務細分化配分の方角による歳出削減が生じうる。そのため、初期の検証結果を丁寧に解釈しつつ、状況に応じた判断を可能とする資金調達メカニズムを同時に整備する必要がある。

4.4. 地域通貨の分散型発行方式

指定アドバイザー制度における取引参加者のあいだで地域通貨の分散型発行方式（Local Exchange Trading System; LETS）（西部 2013, pp.42-43, p.67, p.96, pp.119-128, p.132, p.135, p.162, p.164, pp.167-168, p.170, p.173, p.178, p.241, p.253, pp.299-305）の流通を促す方法を、本研究は提唱する。

LETSにおいて、あらゆる取引については「同意」にもとづくのであり、通貨発行権が行使されるさいも受け取り手があってはじめて通貨を発行することができる。

これまで、その使用は試されてきたが、法定通貨を使用できることが必要な方々のあいだにおいて流通を促そうとしてきたと判断する。

本研究は、法定通貨の使用について余力を有する方々のあいだにおいて、母語を同じくする経済的基盤の劣化を防ぐ共通の目的のもとに LETS の流通を促すことを提案する。

4.5. 市場関係者地域通貨の定義

指定アドバイザー制度における取引参加者のあいだで地域通貨の分散型発行方式の流通を促す媒体を、市場関係者地域通貨（Shijohkankeisha Exchange Trading System; SETS）とし

て定義する。

口座の黒字と引き換えに、指定アドバイザー制度において新規株式公開を実行することができる。SETSの受託人を経団連、登記人を連合が担当し、厚生労働省が受託人と登記人との連携を調整するよう所管し、金融・財政・労働システムを安定化させる。

日本取引所グループ(JPX)には、国際金融市場として証券取引所間の競争が激化していることから、市場形成(マーケティング)を行う手段として市場関係者地域通貨は有用である。民間部門の状況判断により使用されるが、政府・日銀の十分な後押しによって経済成長を図り、公的債務の対GDP比を出来るだけ低く抑えるように努める必要がある。

また、新たな財政原則として「SETSの口座の赤字を政府に認めてはならない」と定め、日本公債の格付け維持について国内コミュニティの合意形成を図ることが目的であることを明示する。そのことは政府にとって、民間部門が発行する地域通貨を手元に集めようとする誘因となるため、SETSの流通に寄与することにもつながる。法定通貨とは異なり、お互いの口座の状況について常に情報公開がなされる。公的部門は、民間企業の口座の赤字の状況に合わせて、事業の支援となるよう公務細分化配分を行い、国内の経済的基盤を固める手段とする。SETSは、「摂津」と読むことができる。国際金融市場として東京市場はそのプレゼンスを競わなければならないのであり、日本地域が丸丸となつて、経済社会の劣化を食い止め、財政力を高める。日本語、日本円、国内の法制度・商慣行を基礎におき、取引費用をかけないよう工夫できる。なお、SETSとは、取引記録を残す技術そのものであり、会計において帳簿上の負債を意味しない。公文書作成に無理をかけた財源確保の手段を改めることができる。節約された法定通貨を家計経済に充当する。市場関係者地域通貨は、リスクが高いため、一般の家計では用いないようにするよう、通貨1単位当たりの価値を1,000万円程度とすることが望ましいと考えられる。保有者のステータスをあらわすようにし価値を保つ。

日本語を使用する経済圏において格差是正のメカニズムとして、中小企業が牽引する労働と納税の力を、特定投資家として公的部門が出資する方法により財政支援することができる。

むすびにかえて

財政学は、公的貨幣現象(貨幣による統治)を分析するなかで、予算、租税のあり方について考察を行い、経験的事実・現象をふまえて単年度主義にもとづく資源再配分の規範科学を顕わしてきている。非競争的で非排他的である財・サービス(およびこれに準ずる財・サービス)の供給を財源確保に先行して展開することになり、今後将来にわたり、経費膨張の法則を回避できない状況にある。現状から、日本語を使用する(母語を同じくする)経済圏における人間の尊厳を念頭に置き、直近の経験的事実・現象を取り入れる経験財政学を提示した。

財政による供給を必要とする現象について、次のような考察がある。「家事労働によって準備される食事は、家族の構成員に無償で提供される。しかも、その食事は、家族の構成員の「必要」に応じて供給される。」(神野 2021, p.11) これまで歳出削減の推進は求められてきたが、財・サービスについてどのように分かち合いを行うか、考察と検討にあたり規範的な枠組みを捉え直す必要に迫られている。

国民経済に法定通貨が行き届かない経験的事実・現象に直面するほど、公債残高の累増によって財政は硬直している。伝統的な財政学による思考は形式的であるとも言える。

「形而上学とは、経験的基盤を持たないものなのである。カントは実にこのことを、数えきれないほど幾度も繰り返し述べている。」(クロード・トレスモンタン 1985, p.127)

経験的事実・現象をふまえると、付加価値を生産する現場・組織を、企業と捉えるばかりでなく、規模によって中小企業を理解することによって、労働と納税の実態に迫る財政学を提唱できるようになる。中小企業とは、経済を牽引する力、そのものである。

「科学的思考は人類の自覚過程の一位相(ファーゼ)にすぎない。さらに、科学的思考は本質的に不変であるのではなく、それは弁証法的仕方で発展する。科学的思考自身、典型的な諸位相の連続性と不連続性を示している。」(シュテファン・シュトラッサー 1978, p.379)

指定アドバイザー制度の取引参加者のあいだで市場関係者地域通貨(Shijokankeisha Exchange Trading System; SETS)の流通を促す公債市場補完制度を整備する方法により、連続性と不連続性のなかで中小企業の経済を牽引する力が発揮され、非競合的で非排他的である財・サービス(およびこれに準ずる財・サービス)の供給に必要である新たな財源を確保することができる。

引用・参考文献

井手英策編(2014)『日本財政の現代史Ⅰ 土建国家の時代 1960~85年』有斐閣。

井堀利宏(2013)『財政学 第4版』新世社。

岡部洋實(2013)「金融自由化と中小企業金融専門機関制度」日本証券経済研究所『証券研究』第93巻、1990年7月。

小川正博(2013)「中小企業の金融」渡辺幸男・小川正博・黒瀬直宏・向山雅夫『21世紀中小企業論〔第3版〕多様性と可能性を探る』有斐閣アルマ。

小塩隆士(2002)『コア・テキスト財政学』新世社。

金澤史男(2005)『財政学』有斐閣。

クロード・トレスモンタン著、豊田仁美訳(1985)『哲学の方法』第三文明社 レグルス文庫。

経済財政諮問会議(2001)「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」。

経済産業省(2023)「令和6年度中小企業・小規模事業者・地域経済関係概算要求等ポイント」。

小西砂千夫編(2014)『日本財政の現代史Ⅲ 構造改革とその行き詰まり 2001年~』有斐閣。

駒形哲哉(2006)「中国の中小企業一歩移行・地域変容・産業発展」『商工金融』2006年4月号。

財務省(2023)「日本の財政関係資料(令和5年10月)」。

佐藤定幸編(1987)『日米経済摩擦の構図』有斐閣。

佐藤進・関口浩(2019)『〔新版〕財政学入門』同文館出版。

時事通信(2023)「中小企業対策費、正常化を」2023年10月11日19:47。

シュテファン・シュトラッサー著、徳永恂訳、加藤精司訳(1978)『人間科学の理念 現象学と経験科学との対話』新曜社。

新藤宗幸(2006)『財政投融资』東京大学出版会。

神野直彦(2021)『財政学〔第3版〕』有斐閣。

中国国家経済貿易委員会等(2003)「中小企業基準暫定規定の印刷配布に関する通知」。

中小企業総合機構編(1999a)『先進各国の中小企業の現状と中小企業政策に関する調査研究』。

中小企業総合機構編 (1999b) 『アジア中小企業の現状に関する調査研究』 中小企業総合機構。
土居丈朗 (2021) 『入門 | 財政学 (第 2 版)』 日本評論社。
内閣府政策統括官 (経済財政分析担当) (2013) 『世界経済の潮流 2013 年 II』 内閣府。
中川幾郎・松本茂章編著 (2007) 『指定管理者は今どうなっているのか』 水曜社。
西部 忠 編著 (2013) 『地域通貨』 ミネルヴァ書房。
日本中小企業学会編 (2009) 『中小企業と地域再生』 同友館。
野口悠紀雄 (2022) 『円安と補助金で自壊する日本』 ビジネス社。
橋本 努 (2013) 『学問の技法』 ちくま新書。
林健久 (2006) 『財政学講義 [第 3 版]』 東京大学出版会。
三井逸友 (1995) 『EU 欧州連合と中小企業政策』 白桃書房。
三好 元 (2008) 『政府系中小企業金融機関の創成 - 日・英・米・独の比較研究』 北海道大学出版会。
村上陽一郎 (2000) 『科学の現在を問う』 講談社現代新書。
盛山和夫 (2006) 「経験主義から規範科学へ」 数理社会学会 『理論と方法 (Sociological Theory and Methods) Vol.21, No.2』 ハーベスト社。
諸富 徹 編 (2014) 『日本財政の現代史 II バブルとその崩壊 1986~2000 年』 有斐閣。
若田部昌澄 他 (2015) 『経済学入門 第 3 版』 東洋経済新報社。

